

【イギリス】 2011 年エネルギー法の制定

海外立法情報調査室・矢部 明宏

* 2011 年エネルギー法が 2011 年 10 月に制定された。同法は、エネルギー効率向上のための投資障壁の除去、エネルギー安全保障の促進等を目的とする。特に注目されるのは、建物のエネルギー効率の向上策の導入に対する資金援助の枠組みとしての「グリーン・ディール」に関する規定である。

2011 年エネルギー法の制定

イギリスは、政策分野ごとの二酸化炭素排出量を制限する「炭素予算」を導入するなど、世界各国の中でも先進的な気候変動対策をとっている。このエネルギー法案は、2010 年 12 月 8 日に上院に提出され、2011 年 9 月 14 日に下院を通過し、同年 10 月 4 日、上院の下院修正案の審議を経て、10 月 18 日、女王の裁可を受け制定された。同法は、保守・自民両党の政策合意、エネルギー気候変動省が 2010 年 7 月に議会に提出したエネルギー政策に関する年次報告書、及び低炭素経済実現のために 2011 年 3 月に政府が発表した「炭素計画」(Carbon Plan) に含まれた政策内容が盛り込まれている。

同法の概要

同法は、エネルギー効率向上のための投資障壁の除去、エネルギー安全保障の促進、及び低炭素エネルギー供給における投資促進を目的とする。主に、家庭及び事業所におけるエネルギー効率の向上策の導入のための資金援助及びその促進、エネルギー市場における公正な競争の確保、及び低炭素エネルギーの供給に関する規定から成り、全 5 章 122 条附表 2 で構成される。

第 1 章「エネルギー効率」では、グリーン・ディール (Green Deal) 及びその普及を最大化する措置を通じてエネルギー効率向上に向けた投資障壁を除去することにより、エネルギー効率の向上を図ること等を定める。グリーン・ディールとは、家屋及び非居住用建築物のエネルギー効率のための改修に要した経費を改修後エネルギー使用量に加えて請求することにより一定期間かけて回収するという資金援助の枠組みである。その実施方法は、建築物の所有者等が「グリーン・ディール評価者」に建築物のエネルギー効率性評価を依頼し、その評価に基づき、「グリーン・ディール提供者」がグリーン・ディール計画を作成し、施工者が導入工事を行う。その後エネルギー使用量に上乗せして徴収される工事経費は、エネルギー供給会社を通じて、グリーン・ディール提供者に支払われる。大臣は、これらグリーン・ディール関係者に関する規則を定める (第 3 条)。グリーン・ディール対象物件を販売又は賃貸する者は、購入者又は賃借人に必要情報を提供しなければならない (第 12 条)。建築物所有者は、賃貸する前に建築物のエネルギー効率を向上させる必要があり、大臣は関係の規則を定め

る（第 43 条）。所有者は、賃借人からのエネルギー効率向上の要請を理由なく拒んではならず、大臣は、関係の規則を定める（第 46 条）。

エネルギー供給会社は、これまで、二酸化炭素排出削減のために炭素排出削減目標（CERT）及び地域エネルギー節約プログラム（CESP）上の義務を負っていた。この義務が 2012 年末に終了するため、これに代わり、エネルギー供給会社が低所得世帯のエネルギー効率の向上を支援するとともに、グリーン・ディールを促進する新たな義務（ECO）が導入される。この目的のため、1986 年ガス法、1989 年電気法、2000 年公益事業法が改正される（第 66 条～第 71 条）。その他、第 1 章は、2008 年エネルギー法を改正し、スマート・メーターの導入に関し、大臣が送電免許の条件の変更を可能とする規定（第 73 条）、グリーン・ディール促進を目的として、建築物のエネルギー性能証明登録書のデータを利用しやすくするための大臣による規則制定に関する規定（第 74 条）を含む。

第 2 章「エネルギー供給の安全保障」は、電力供給の予測を強化し、エネルギー安全保障を促進すること（第 79 条～第 80 条）、ガス供給に緊急事態が発生した場合に十分なガスの確保を図るための市場中心の仕組みを強化すること（第 81 条）、他人が所有する石油開発及びガス輸送の施設の使用权の獲得を容易にすること（第 82 条～第 92 条）等を規定する。

第 3 章「炭素排出削減のための手段」は、大臣が 2004 年エネルギー法に基づき洋上送電及び配電に関する免許の条件を変更する権限（2010 年 12 月廃止）をこの法律制定から 18 か月後まで延長すること（第 104 条）、2001 年反テロリズム法等を改正し、核施設の安全確保のために大臣の規則制定を可能とすること（第 105 条）、廃止予定の施設を炭素回収・貯蔵の展示施設として再利用すること（第 107 条）等を規定する。

第 4 章「石炭公社」は、石炭公社（Coal Authority）の権限の拡大を図るため、1994 年石炭産業法の改正について規定し、採炭活動とは直接関係のない分野における石炭公社によるサービスの提供を可能とする（第 115 条）。

第 5 章「雑則」は、関係法の改正及び廃止、施行期日その他の規定を含む。

この法律は、原則として、大臣が命令により定める日に施行される。特にグリーン・ディールに関しては、2012 年半ばまでにこの法律を実施するための規則等が定められ、2012 年後半に実施される予定である。

参考文献（インターネット情報は 2011 年 12 月 26 日現在である。）

- “Energy Act 2011.” <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/16/pdfs/ukpga_20110016_en.pdf>
- “Energy Act 2011: Explanatory Notes.”
<<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/16/notes/data.pdf>>
- Department of Energy and Climate Change, *The Green Deal: A summary of the Government's proposals*, 2010. <http://ec.europa.eu/economy_finance/economic_governance/index_en.htm>
- 河島太郎【イギリス】エネルギー法の提出『外国の立法』No.247-1, 2011.4, p.26.
<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02470111.pdf>>